

2 申告所得税

2-1 課 税 状 況

(1) 申告及び処理の状況

区 分	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所 得		
				営 業 等 所 得 者		
				人 員	総所得金額等	申告納税額
	人	千円	千円	人	千円	千円
平成9年分	611,338	2,826,382,852	170,164,329	187,274	706,350,734	55,497,229
10	409,919	2,286,289,967	138,175,429	106,968	492,606,766	40,239,251
11	526,634	2,394,865,722	119,731,528	147,391	550,048,069	36,326,448
12	505,029	2,339,567,209	119,267,368	139,199	526,494,016	36,378,289
13	488,036	2,240,641,129	114,196,508	126,012	482,300,370	34,527,884
14	460,951	2,084,944,949	103,722,486	116,769	438,877,699	31,544,589
確定申告	460,576	2,083,086,932	103,617,586	116,727	438,731,864	31,533,056
修正申告	381	1,879,857	108,587	43	147,010	12,923
決定・増額更正	—	—	—	—	—	—
減額更正	△ 2	△ 11,188	△ 1,945	—	—	△ 105
更正請求	△ 4	△ 10,652	△ 1,742	△ 1	△ 1,175	△ 1,284
異議申立決定等	—	—	—	—	—	—
計	実 460,951	2,084,944,949	103,722,486	実 116,769	438,877,699	31,544,589
法第103条による税額 合計	1,496 462,447	— —	426,237 104,148,722			
加算税	内—		内—			
	過少申告	—	—			
	内15		内—			
	無申告	15	—	303		
重	内1	1	内—	2,088		
納税額総計	—	—	104,151,113			

調査対象等：平成14年分の申告所得税の納税者について、平成15年3月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税の事績を示したものである。

(注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 加算税の「人員」欄は延べ人員を掲げ、内書は加算税の全額について異動した者を掲げた。

者 別 内 訳					
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
人	千円	千円	人	千円	千円
20,894	66,362,054	2,490,243	403,170	2,053,670,064	112,176,857
10,835	43,643,299	1,614,806	292,116	1,750,039,902	96,321,372
17,357	55,848,986	1,640,926	361,886	1,788,968,667	81,764,154
14,884	47,901,406	1,391,984	350,946	1,765,171,787	81,497,095
17,827	57,692,910	1,772,885	344,197	1,700,647,849	77,895,740
16,930	56,172,742	1,888,857	327,252	1,589,894,509	70,289,040
16,917	56,129,641	1,887,587	326,932	1,588,225,426	70,196,943
13	43,100	1,270	325	1,689,747	94,394
—	—	—	—	—	—
—	—	—	△ 2	△ 11,188	△ 1,840
—	—	—	△ 3	△ 9,477	△ 457
—	—	—	—	—	—
実 16,930	56,172,742	1,888,857	実 327,252	1,589,894,509	70,289,040

- 用語の説明：1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び分離譲渡、山林、株式等に係る譲渡所得等の金額、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
- 2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除額を差し引いた後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、定率（特別）減税額、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
- 3 更正の請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるときなど、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）すべき旨の請求をすることをいう。
- 4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。
- 5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
- (1) 過少申告加算税……期限内の申告が過少であった場合で、修正申告書の提出又は更正があったときに課されるもの
- (2) 無申告加算税……期限後申告書の提出又は決定があった場合やその後に修正申告書の提出又は更正があった場合に課されるもの
- (3) 重加算税……所得金額又は税額の計算において事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの